

広島県上下水道部訓令第一号

広島県企業局損失補償事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年四月一日

広島県上下水道部長 川 西 隆 弘

広島県企業局損失補償事務取扱規程の一部を改正する訓令

広島県企業局損失補償事務取扱規程（平成元年企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>広島県上下水道部損失補償事務取扱規程</p> <p>上下水道部が施行する事業に伴う損失補償事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、広島県損失補償事務取扱規程（平成元年広島県訓令第十号）の例による。</p> | <p>広島県企業局損失補償事務取扱規程</p> <p>公営企業が施行する事業に伴う損失補償事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、広島県損失補償事務取扱規程（平成元年広島県訓令第十号）の例による。</p> |

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。